

# 公 示

令和 6 年 10 月 9 日

神奈川運輸業健康保険組合

理事長 高橋 浩治



健康保険法第 47 条 2 項に規定する標準報酬月額(令和 6 年 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬)は、下記のとおりであるので公示する。

標準報酬月額	360,000 円
適用年月日	自 令和 7 年 4 月 1 日
	至 令和 8 年 3 月 31 日

以上

- 注1. 任意継続被保険者の標準報酬月額は、資格喪失(退職)時の被保険者本人の標準報酬月額と、公示標準報酬月額と比較して、いずれか低い方に決定。
- 注2. 前年 9 月末における全被保険者の標準報酬月額を平均した額から算出。
- 注3. 任意継続の保険料は任意継続被保険者が全額負担する。(事業主負担なし)